

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限について

**法第24条第1項**  
都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

**法第24条第9項**  
都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

**法第45条第2項**  
特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

**法第45条第3項**  
施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

	施行令第11条各号の施設	具体的に想定される施設	1,000㎡		東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡	備考
			超	以下								
1	学校（第三号に掲げるものを除く。）	幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別支援学校	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
2	保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	保育所、認定こども園、学童クラブ、障害児通所支援事業所、児童福祉法関係施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係施設、婦人保護施設、その他社会福祉施設	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
3	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二十四条に規定する専修学校（同法第二十五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設	大学、専門学校、高等専修学校、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール	○		■	■	△	△	■	■	■	
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
5	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館、多目的ホール	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
6	展示場	展示場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝飾類や金銀の販売店、住宅展示場（戸建て、マンション）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店(店舗)	○		■	■	×	×	■	■	■	
8	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	ホテル(集会の用に供する部分に限る)、旅館(集会の用に供する部分に限る)	○		■	■	△	△	■	■	■	
9	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地(※バッティング練習場、ゴルフ練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場)	○	○	★	★	★	★	★	★	★	※の施設については屋外部分是要請の対象外、屋内施設・観客席部分是要請の対象となっている。(東京、大阪のみ)
10	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、水族館、動物園、植物園、記念館	○		■	■	△	△	■	■	■	
11	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付浴場業にかかる公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、ライブハウス、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
12	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつげエクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室	○		■	■	×	×	■	■	■	
13	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室	○		■	■	△	△	■	■	■	

【新型インフルエンザ等対策ガイドライン】

3～13の施設であって延べ床面積1,000㎡超のものについては、その営業の自由や国民生活への影響を考慮し、柔軟に対応することとし、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行う。

★・・・法第24条第9項に基づく施設の使用停止の協力を要請。

■・・・床面積が1,000㎡以下の施設については、法によらない協力を依頼。床面積が100㎡以下の施設が営業する場合には、適切な感染防止対策を実施した上で営業。

△・・・床面積1,000㎡以下は協力要請をしていない。

×・・・施設の使用制限について協力要請を行っていない。

※参考 社会生活を維持する上で必要な施設として営業の継続を要請する施設として記載のある施設（制限施設ではない具体例を挙げているのみ）

		東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡
医療施設	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、整体院、柔道整復	○	○	○	○	○	○	○
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売り場、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパーマーケット、ホームセンター（生活必需品売場）、ショッピングモール（生活必需品売場）、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋	○	○	○	○	○	○	○
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、タピオカ屋、居酒屋、屋形船	○	○	○	○	○	○	○
住宅・宿泊施設	ホテル、カプセルホテル、旅館、民泊、共同住宅、寄宿舎、下宿、ラブホテル、ウィークリーマンション	○	○	○	○	○	○	○
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス（宅配便等を含む）	○	○	○	○	○	○	○
工場等	工場、作業場	○	○			○	○	○
金融機関・官公署等	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、事務所、官公署	○	○	○	○	○	○	○
インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等			○	○			
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等			○	○			
家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師等			○	○			
企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係等			○	○			
安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等			○	○			
育児サービス	託児所等			○	○			
その他	理髪店（※）、美容院、銭湯（公衆浴場）、貸倉庫、郵便局、メディア、貸衣装屋（※）、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質屋（※）、獣医、ペットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、フライダルショップ、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴、洋服等）、鍵屋、100円ショップ、販売店、家具屋、自動車販売店、カー用品店、花屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係、神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○

（※）が付いている施設は施行令に使用制限をする施設として具体例に挙げられているものの、継続要請されている施設

※適切な感染防止策としてあげられているもの（上記の施設や、休止要請の対象になっていない施設で行うべき対策）

目的	具体的な取組例	東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止	○	○		○	○	○	○
発熱者等の施設への入場防止	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限	○	○		○	○	○	○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2メートル間隔の確保）	○	○		○	○	○	○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）	○	○		○	○		○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）	○	○		○	○		○
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	○	○		○	○	○	○
飛沫感染、接触感染の防止	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	○	○		○	○	○	○
飛沫感染、接触感染の防止	店舗、事務所内の定期的な消毒	○	○		○	○	○	○
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）	○	○		○	○		○
移動時における感染の防止	従業員数の出勤数の制限（テレワーク等の在宅勤務の実施等）	○	○		○	○		○
移動時における感染の防止	出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限	○	○		○	○		○